

第67回岐阜大学経営協議会議事要旨

- 1 メール発信日 平成26年11月13日（木）（メール開催）
- 2 回答者 森脇（議長）、伊藤、碓井、岡本、小川、勝野、佐々木、高原、細江、村瀬、杉戸、江馬、福士、鈴木、横山、小倉、林、王の各委員

3 議 事

（1）職員給与規則等の一部改正について

議長から、資料に基づき、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（閣議決定）において、独立行政法人及び国立大学法人に対して適切な対応を求められていることを踏まえ、他の国立大学法人の動向等を十分に勘案しつつ総合的に検討した結果、人事院勧告に準拠して国立大学法人岐阜大学職員給与規則等の改正を行う旨の提案があり、審議の結果、了承され、役員会に附議することとされた。

（2）運営組織規則の改正及び学長裁定について

議長から、資料に基づき、前回の会議において提案した運営組織規則の一部改正（案）及び学長裁定（案）について、各部局の教授会の意見等を踏まえ、修正を行う旨の提案があり、審議の結果、了承され、教育研究評議会及び役員会に附議することとされた。

主な意見等は次のとおり。

- 運営組織規則附則第2項について、学部長等の業績評価、再任、解任については、従前規定の無かった事項であり、改正前の規定に基づき任命されている者についてもそれらの対象とすべきものとする。